

議第 66 号

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項及び第 43 条第 8 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。